

一般社団法人日本口腔内科学会

認定医、専門医ならびに指導医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は口腔医学の発展に貢献できる歯科医師または医師を育成するとともに、とくに口腔内科学の発展と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため日本口腔内科学会（以下〔学会〕という）は、日本口腔内科学会認定医（以下〔認定医〕という）、日本口腔内科学会専門医（以下〔専門医〕という）および日本口腔内科学会指導医（以下〔指導医〕という）ならびに学会認定研修施設（以下〔研修施設〕という）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会

第3条 学会は、認定医、専門医、指導医及び研修機関および指導医の指定、認定医申請書類の審査、認定医試験等を行うために認定委員会を設ける。

第4条 認定委員会は次の委員で構成する。

委員長（1名）：担当理事

委員（若干名）：理事会で指定された指導医

1. 委員の任期は2年、再任は妨げない。
2. 委員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充する。この者の任期は前任者の残任期間とする。
3. 委員会は委員の三分の二以上の出席をもって成立する。
4. 認定委員会の議事は、委員長を除く過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第3章 認定医申請者の資格

第5条 認定医の認定を受ける者は、次の各号をすべて満すことを要する。1.

日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。

2. 引き続き2年以上学会会員である者。
3. 研修施設において指導医のもとで2年以上口腔医学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 別に定める研修実績及び診療実績を有すること。
5. 前項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者は、認定医の申請をすることができる。

第4章 専門医申請者の資格

第6条 専門医の認定を受ける者は、次の各号をすべて満すことを要する。1.

日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。

2. 引き続き5年以上学会会員である者。
3. 研修施設において指導医のもとで5年以上口腔医学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 本学会の認定医を有する者。
5. 別に定める研修実績及び診療実績を有すること。
6. 前項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者は、専門医の申請をすることができる。

第5章 指導医申請者の資格

第7条 指導医の認定を受ける者は、次の各号をすべて満すことを要する。1.

日本国歯科医師または医師の免許を有し、良識ある人格を有する者。

2. 引き続き10年以上学会会員である者。
3. 研修施設において指導医のもとで10年以上口腔医学に必要とされる歯科医療に従事すること又は同等以上の経歴を有すると認められること。
4. 本学会の専門医を有する者。
5. 別に定める研修実績及び診療実績を有すること。

6. 前項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者または、本学会代議員、大学病院・総合病院診療科科長、それに準ずる者は指導医の申請をすることができる。

第6章 研修施設

第8条 研修施設の指定を受けようとする診療科等の長は、別に定める申請書類を認定委員会に申請して許可を受けなければならない。

第9条 研修施設は次の各号1および2、もしくは1および3のどちらかを満たさなければならない。1.

本学会代議員もしくは指導医1名以上が勤務（常勤、非常勤を問わない）していること。

2. 口腔疾患の診療担当部門を有する大学病院、総合病院またはそれらに準ずる施設。

3. 認定委員会が申請を認める国内外の研究施設。

第7章 申請と登録

第10条 認定医申請者、専門医申請者及び指導医申請者は、別に定める申請書類に所定の申請審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

第11条 認定医申請者は書類審査を行い、合格者に対して記述試験（選択式試験）を課する。試験は認定委員会がこれを行う。認定委員会はその結果に基づき認定医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第12条 専門医申請者は書類審査を行い、合格者に対して記述試験（記述式試験）を課する。試験は認定委員会がこれを行う。認定委員会はその結果に基づき専門医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第13条 指導医申請者は書類審査を行う。認定委員会はその結果に基づき指導医資格の判定を行い、理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第14条 研修施設の認定については、認定委員会が審査し、理事会が認定する。

第15条 試験に合格した者は所定の登録料を納付したのち、認定証が交付されるとともに、学会総会で報告され、日本口腔内科学会誌もしくは学会ホームページにおいて公表される。

第8章 資格更新

第16条 認定医、専門医、指導医及び研修施設は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。但し、失効理由によっては、認定失効日から6ヶ月以内に再申請を行うことによって更新が認められる。

第17条 認定医、専門医、指導医の更新は別に定めるすべてを満たさなければならない。

第18条 認定医、専門医、指導医及び研修施設が資格更新を申請するときは更新申請料を添えて更新申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

第19条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格更新審査は、認定委員会が書類審査を行い、その結果を理事会に報告する。理事会は認定委員会の報告に基づきこれを認定する。

第20条 資格更新の認定を受けた者、施設は更新登録料を添えて、登録申請を行わなければならない。

第21条 学会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに引き続き学会ホームページ等において公表する。

第9章 認定医、専門医及び指導医の資格喪失

第22条 認定医、専門医及び指導医は次の理由により、認定委員会の議を経て、その資格を喪失する。1.

認定医、専門医及び指導医の資格を辞退したとき。

2. 歯科医師または医師の免許を喪失したとき。

3. 学会会員の資格を喪失したとき。

4. 第8章に規定する認定医の資格更新をしなかったとき。

5. 認定委員会で不相当と認められたとき。

第10章 補足

第22条 第7章及び第8章に定める申請審査料及び登録料等は別に定める。

第23条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の資格審査等は原則として年1回とする。

第24条 認定医、専門医、指導医及び研修施設の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定委員会に届け出なければならない。

第25条 本規則の実施に際しては、施行日より5年間の暫定期間を設ける。

第26条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て議会の承認を必要とする。

第27条 本制度は平成30年10月1日から施行する。但し、実施に伴い平成35年9月30日までは暫定期間とし、この間の運用は認定委員会に委ねる。